

※生活便利帳から抜粋（紙面の都合で、主要な届け・制度を掲載しています。詳しくは担当課へお問合せください。）

こんなとき

《 市役所代表電話番号 33-3131 》

戸籍の届け出

市民課（市役所内線 1111～1116）

	届け出期限	届ける人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	次の順位で ①父または母、②同居者、③ 出産に立ち合った医師、助産 師またはその他の者	●届書（出生届）と出生証明書（届書と同一の用紙で医師か助産師 に記入してもらう） ●母子健康手帳 ※子の名前に使用できる漢字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、 カタカナの範囲に限られています。
婚姻届	届出のときから効 力があります	夫と妻	●届書（婚姻届） ●戸籍謄本（本籍地が恵庭でないとき） ●未成年者のときは、父母の同意が必要 ※届書には証人（成年者）2人の署名押印が必要です。
離婚届	協議離婚の場合は届 出のときから効力 があります	夫と妻	●届書（離婚届） ●戸籍謄本（本籍地が恵庭でないとき） ●裁判離婚の場合は、裁判所が発行する書類 ※届書には、証人（成年者）2人の署名押印が必要です。（裁判離婚 の場合は不要）
	裁判離婚の場合は確 定または調停の日か ら10日以内	訴えた人	
死亡届	死亡の事実を知った 日から7日以内	次の順位で ①親族、②同居者、③家主、 地主、または家屋・土地の管 理人	●届書（死亡届）と死亡診断書（届書と同一用紙で、医師が記入） ※死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます。
養子縁組届	届出のときから効 力があります	養親と養子（満15歳未満の ときは法定代理人）	●届書（養子縁組届） ●戸籍謄本1通（本籍地が恵庭でないとき） ※届出には、証人（成年者）2人の署名押印が必要です。

※全ての届出に、届ける人の印鑑（夫妻はそれぞれ別のもの）が必要です。

※届出人の本人確認を行う届出もありますので、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した身分証明書等を1点持参ください。

※お持ちでない方は健康保険証・年金手帳・預貯金通帳など組み合わせて2点以上を持参ください。

住民登録の届け出

市民課（市役所内線 1111～1116）

	届け出期限	届ける人	届出に必要なもの
転入届	恵庭市に住み始めた日から 14日以内（他の市町村から 引っ越してきたとき）	本人または世帯主	●前住所の市町村長が発行した転出証明書 ●国民健康保険証（すでに加入している世帯に転入したとき） ●年金手帳（国民年金加入者のみ）
転居届	転居した日から14日以内 （市内で住所を変えたとき）		●国民健康保険証（加入者のみ） ●年金手帳（国民年金加入者のみ） ●老人・乳幼児医療受給者証（有資格者のみ）
転出届	転出する日まで（他の市町 村に引っ越すとき）		●国民健康保険証（加入者のみ） ●印鑑登録証（登録者のみ） ※届出が済むと転出証明書を交付します。
世帯主変更届	届出のときから効力があ ります		●国民健康保険証（加入者のみ）

※戸籍の届け出と同様に本人確認を行います。

印鑑登録をするとき

市民課（市役所内線 1111～1116）

●1人1つの登録に限ります。同じ印鑑で、他の人が登録する
ことはできません。

●15歳未満の人、成年被後見人は登録できません。

●登録する本人が手続きしてください。

（本人がこられない場合は、代理人による申請が出来ますが、
1週間程度の期間を要します。詳しくはお尋ねください。）

●次のものを持参してください。

・登録しようとする印鑑

・本人の確認ができる次のものいずれか1点

①運転免許証・パスポート・身分証明書など、官公署が発行した本人の
写真が貼ってあるもの1点（これらが無い場合は、健康保険証・年
金手帳・預貯金通帳などの3点が必要です）

②すでに恵庭市に印鑑登録をしている人が保証人となった『印鑑登録申
請者の保証書』（保証人は登録印と印鑑登録証を持参）

※上記の①か②を持参できない場合は、その日のうちに印鑑登録をする
ことはできません。